

## 県境を跨ぐ人の移動の制限の内容(警戒レベル3「県内注意」「県外警戒」のとき)

2020年5月18日現在

～静岡県独自のもの～

変化があり次第、時点更新します。

(注意:この評価は、あくまで静岡県独自のものである。県外に行く場合は、到着地や経由地が、県外者にどのような行動制限をしているかを確認してください)

到着 地 出発地 (1)~(5)	(a~e)	a) 静岡県	b) 累計感染者数が少なく、感染が限定的な近隣県	c) 累計感染者数が少なく、感染が限定的な中長距離都道府県	d) 累計感染者数が多いが、現在は感染が限定的な都道府県等	e) 特定警戒都道府県
① 静岡県	(1)静岡県民がa)、b)、c)、d)、e)に行く場合	新しい生活様式の徹底	新しい生活様式の徹底 (控え目に)	できる限り回避	回避	回避を徹底
② 累計感染者数が少なく、感染が限定的な近隣県	②から静岡県へ来る方へ 自粛を要請しない (静岡県内では新しい生活様式の徹底をお願いします)	②は山梨県	-	-	-	-
③ 累計感染者数が少なく、感染が限定的な中長距離都道府県	③から静岡県へ来る方へ できる限り自粛を要請	-	-	③は①、②、④、⑤以外の県	-	-
④ 累計感染者数が多いが、現在は感染が限定的な都道府県等(注3)	④から静岡県へ来る方へ 自粛を要請	(注3)等とは、その都道府県の方針により④とするもの	-	-	④は愛知県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、三重県、滋賀県、富山県、愛媛県、福岡県(注2) (注1)	(注1)5月18日、中部圏知事会共同メッセージで、県境を跨ぐ不要不急の移動の自粛を申し合わせたため④とした。
⑤ 特定警戒都道府県	⑤から静岡県へ来る方へ 自粛の徹底を要請	-	-	-	(注2)愛媛県は、過去2週間以内にクラスターが発生したため。	⑤は北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県